発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和５年１月31日
【発行者の名称】	株式会社軽自動車館 （KEIJIDOUSYAKAN.Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　阿部章一
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区北５条西６丁目２－２ 札幌センタービル11F
【電話番号】	011-200-0312（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　三上裕史
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	宝印刷株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　堆　誠一郎
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番８号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社軽自動車館 https://www.keijidousyakan.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第23期中	第24期中	第25期中	第23期	第24期
会計期間		自 令和２年５月１日 至 令和２年10月31日	自 令和３年５月１日 至 令和３年10月31日	自 令和４年５月１日 至 令和４年10月31日	自 令和２年５月１日 至 令和３年４月30日	自 令和３年５月１日 至 令和４年４月30日
売上高	（千円）	1,446,032	1,583,335	1,944,095	2,892,738	3,347,608
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	27,477	△1,364	23,192	37,138	19,861
中間(当期)純利益又は 中間純損失（△）	（千円）	18,095	△1,795	11,816	25,876	12,049
持分法を適用した 場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	44,012	44,012	44,012	44,012	44,012
発行済株式総数	（株）	51,600	51,600	51,600	51,600	51,600
純資産額	（千円）	180,002	185,988	211,648	187,783	199,832
総資産額	（千円）	969,855	1,204,427	1,390,052	1,146,654	1,350,527
１株当たり純資産額	（円）	3,488.42	3,604.42	4,101.72	3,639.21	3,872.73
１株当たり配当額 (１株当たり中間配当額)	（円）	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり中間(当期)純利益又は １株当たり中間純損失（△）	（円）	350.69	△34.79	228.99	501.49	233.52
潜在株式調整後 １株当たり中間(当期)純利益	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	18.6	15.4	15.2	16.4	14.8
自己資本利益率	（%）	10.6	―	5.7	14.8	6.2
株価収益率	（倍）	9.1	―	13.9	6.4	13.7
配当性向	（%）	―	―	―	―	―
営業活動による キャッシュ・フロー	（千円）	55,040	149,372	△9,719	△111,850	△33,857
投資活動による キャッシュ・フロー	（千円）	444	△45,368	△8,477	△3,847	△87,371
財務活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△51,547	39,783	25,808	135,303	127,926
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	（千円）	27,587	187,043	57,564	43,255	49,953
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	59 [32]	63 [47]	67 [44]	57 [24]	68 [32]

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標の推移については掲載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
４．１株当たり配当額（１株当たり中間配当額）及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
５．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を[　]外数で記載しております。
６．第24期中の自己資本利益率、株価収益率は中間純損失のため記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

３ 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４ 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

令和４年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
67[44]	40.1	4.6	4,058

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を[　]外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社は、自動車販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に緩和され、経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しの動きがあるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大、原材料・原油価格等の高騰、急激な円安の影響に伴う物価の上昇が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のなか、当社が属する軽自動車販売業界におきましては、新車の販売台数は前年から引き続き半導体不足等が要因で減少している状況でしたが９月以降は回復傾向にあり、最終的には前年をわずかに上回る結果となりました。一方で中古車の販売台数は新車の減産により下取車の供給台数が減少し続けており中古車が品不足となっている状況が続いていること等の影響から前年実績を下回る状況となりました。

当社におきましては、道東地域の３店舗が営業力強化により前年の販売台数を大きく上回りました。それに伴い全体でも販売台数が前年実績を上回ったことに加え、販売価格の見直し等により台当たり販売価格が前年の水準を上回ったため、売上高及び売上総利益は前年を上回る結果となりました。

費用面では、令和４年３月の新規出店に伴い賃借料が増加したほか、定期昇給や新規出店での人員増による人件費の増加、さらに原油価格の高騰等により水道光熱費が増加していることなどにより、前年同期に比べて販売費及び一般管理費合計は37,171千円増加いたしました。

また、いわみざわ店の営業を終了し新さっぽろ店と統合したことに伴い特別損失計6,719千円を計上いたしました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は1,944,095千円（前年同期比22.8%増）、営業利益は25,185千円（前年同期は営業損失876千円）、経常利益は23,192千円（前年同期は経常損失1,364千円）、中間純利益は11,816千円（前年同期は中間純損失1,795千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ 7,610 千円増加し、57,564 千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果減少した資金は、9,719 千円となりました(前年同期は 149,372 千円増)。この主な要因は、前受金の増加 20,133 千円、売上債権の減少 32,685 千円が生じた一方で、棚卸資産の増加 66,731 千円、仕入債務の減少 27,698 千円が生じたこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果減少した資金は、8,477 千円となりました（前年同期は 45,368 千円減)。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出 7,517 千円が生じたこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動の結果増加した資金は、25,808千円となりました（前年同期は39,783千円増)。この主な要因は、短期借入金の増加58,750千円が生じた一方で、長期借入金の返済による支出28,960千円が生じたこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は自動車販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当中間会計期間の項目別仕入実績は次のとおりであります。

項目	仕入高(千円)	前年同期比(%)
商品車	1,458,542	142.4
部用品	115,697	125.9
合計	1,574,239	141.1

(3) 販売実績

当中間会計期間の店舗別販売実績は次のとおりであります。

店舗	販売高(千円)	前年同期比(%)
本社	45,209	146.0
札幌本店	134,412	96.4
新さっぽろ店	253,300	89.8
札幌東店	258,830	128.1
札幌南店	99,667	143.7
札幌清田店	230,683	―
いわみざわ店	27,276	105.4
北見店	84,527	116.1
旭川店	74,516	97.3
函館店	138,004	118.8
苫小牧店	221,328	96.3
帯広店	182,061	126.9
釧路店	102,735	112.7
せんだい店	91,542	88.2
合計	1,944,095	122.8

(注) 本社の販売高は主に保険代理店収入であります。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

（担当J－Adviserとの契約の解除に関する事項について）

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J－Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J－Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ－Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ－Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J－Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ－Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J－Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J－Adviser契約上の義務＞

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ－Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後１年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第２条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場

会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書面に基づき行うものとする。

ａ　次の（ａ）から（ｃ）に定める書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合　　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）産競法第２条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合　　当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

（ｃ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合　　当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　　当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

ｃ　当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）　　当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）当社が前号ｃに規定する合意を行った場合　　当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。

(ａ) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(ｂ) 前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a　当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

(ａ) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(ｂ) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b　当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　当社が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２ 非上場会社を子会社とする株式交換、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ 非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ39,524千円増加し、1,390,052千円となりました。これは、主に商品が66,802千円増加した一方で、売掛金が32,685千円減少したこと等によるものです。

(負債)

当中間会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ27,708千円増加し、1,178,403千円となりました。これは、主に短期借入金が58,750千円、前受金が20,133千円増加した一方で、買掛金が27,698千円、長期借入金が33,474千円減少したこと等によるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ11,816千円増加し、211,648千円となりました。これは、中間純利益の計上により利益剰余金が11,816千円増加したことによるものです。

(2) 経営成績の分析

(売上高)

当中間会計期間における売上高は 1,944,095 千円（前年同期比 22.8%増）となりました。

道東地域の３店舗を中心に全体で販売台数が前年実績を上回ったことに加え、販売価格の見直し等により台当たり販売価格が前年の水準を上回ったため売上は増収となりました。

(売上総利益)

当中間会計期間における売上総利益は 408,037 千円（同 18.3%増）となりました。

前述した販売台数の増加に加えて付属品の販売強化等により台当たり利益が増加したため売上総利益は増加となりました。

(販売費及び一般管理費)

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は 382,851 千円（同 10.8%増）となりました。

新規出店に伴い賃借料、人件費が増加したほか、原油価格の高騰等により水道光熱費が増加したことが主な要因となります。

(営業利益)

当中間会計期間における営業利益は 25,185 千円（前年同期は営業損失 876 千円）となりました。

（経常利益）

当中間会計期間における経常利益は23,192千円（前年同期は経常損失1,364千円）となりました。

営業外収益の補助金収入が前年同期比で1,529千円減少しました。

（中間純利益）

当中間会計期間における中間純利益は11,816千円（前年同期は中間純損失1,795千円）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第４ 【設備の状況】

１ 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２ 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（令和４年10月31日）	公表日現在発行数（株）（令和５年１月31日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	160,000	108,400	51,600	51,600	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数は100株であります。
計	160,000	108,400	51,600	51,600	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
令和４年10月31日	―	51,600	―	44,012	―	―

(6) 【大株主の状況】

令和４年 10 月 31 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
阿部章一	札幌市厚別区	48,300	93.60
軽自動車館従業員持株会	札幌市中央区北５条西６丁目２－２ 札幌センタービル11F	1,600	3.10
稲場俊憲	札幌市東区	600	1.16
三上裕史	札幌市北区	200	0.39
近藤　充	北海道苫小牧市	200	0.39
海馬英明	札幌市北区	200	0.39
船水和人	札幌市北区	200	0.39
佐藤利彌	北海道函館市	200	0.39
株式会社インサイト	札幌市中央区北４条西３丁目１番地	100	0.19
計	―	51,600	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和４年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式　51,600	516	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	51,600	―	―
総株主の議決権	―	516	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

月別	令和４年５月	６月	７月	８月	９月	10月
最高（円）	―	―	3,190	―	―	―
最低（円）	―	―	3,190	―	―	―

（注）1.最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。
2.令和４年５月、６月、８月、９月及び10月については、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表後、当中間会計期間に係る発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

第６ 【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（令和４年５月１日から令和４年10月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスにより中間監査を受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （令和４年４月30日）	当中間会計期間 （令和４年10月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,953	57,564
売掛金	89,992	57,306
商品	793,091	859,894
貯蔵品	358	286
前払費用	18,943	20,988
その他	19,424	18,330
流動資産合計	971,762	1,014,371
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	※1 113,015	※1 108,753
土地	※1 120,761	※1 120,761
その他（純額）	※1 71,308	※1 71,305
有形固定資産合計	※2 305,085	※2 300,819
無形固定資産	2,097	1,870
投資その他の資産	71,582	72,991
固定資産合計	378,765	375,681
資産合計	1,350,527	1,390,052

（単位：千円）

	前事業年度 （令和４年４月30日）	当中間会計期間 （令和４年10月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	110,255	82,557
短期借入金	370,000	428,750
1年内返済予定の長期借入金	※1　60,764	※1　65,278
リース債務	7,235	7,814
未払費用	37,215	34,486
未払法人税等	987	6,454
前受金	33,636	53,769
賞与引当金	16,475	18,966
その他	26,162	24,811
流動負債合計	662,732	722,888
固定負債		
社債	130,000	130,000
長期借入金	※1　315,717	※1　282,243
リース債務	13,281	12,884
退職給付引当金	13,174	14,553
資産除去債務	12,919	12,965
その他	2,870	2,870
固定負債合計	487,962	455,515
負債合計	1,150,694	1,178,403
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,012	44,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	155,820	167,636
利益剰余金合計	155,820	167,636
株主資本合計	199,832	211,648
純資産合計	199,832	211,648
負債純資産合計	1,350,527	1,390,052

② 【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　令和３年５月１日 至　令和３年10月31日）	当中間会計期間 （自　令和４年５月１日 至　令和４年10月31日）
売上高	1,583,335	1,944,095
売上原価	1,238,531	1,536,058
売上総利益	344,803	408,037
販売費及び一般管理費	※　345,680	※　382,851
営業利益又は営業損失（△）	△876	25,185
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	0
保険料等還付金	3,239	3,148
助成金収入	400	389
補助金収入	1,529	－
その他	758	353
営業外収益合計	5,927	3,893
営業外費用		
支払利息	4,193	4,838
社債利息	173	260
社債発行費	1,004	－
支払保証料	723	785
その他	320	0
営業外費用合計	6,415	5,885
経常利益又は経常損失（△）	△1,364	23,192
特別損失		
固定資産除却損	－	3,824
店舗整理損失	－	2,895
特別損失合計	－	6,719
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	△1,364	16,473
法人税、住民税及び事業税	897	6,454
法人税等調整額	△466	△1,796
法人税等合計	430	4,657
中間純利益又は中間純損失（△）	△1,795	11,816

③　【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自　令和３年５月１日　至　令和３年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	44,012	143,771	143,771	187,783	187,783
当中間期変動額					
中間純損失（△）		△1,795	△1,795	△1,795	△1,795
当中間期変動額合計	－	△1,795	△1,795	△1,795	△1,795
当中間期末残高	44,012	141,976	141,976	185,988	185,988

当中間会計期間(自　令和４年５月１日　至　令和４年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	44,012	155,820	155,820	199,832	199,832
当中間期変動額					
中間純利益		11,816	11,816	11,816	11,816
当中間期変動額合計	－	11,816	11,816	11,816	11,816
当中間期末残高	44,012	167,636	167,636	211,648	211,648

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　令和３年５月１日 至　令和３年10月31日）	当中間会計期間 （自　令和４年５月１日 至　令和４年10月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△1,364	16,473
減価償却費	8,790	11,916
賞与引当金の増減額（△は減少）	1,194	2,491
退職給付引当金の増減額(△は減少)	799	1,379
有形固定資産除却損	－	3,824
店舗整理損失	－	2,895
受取利息及び配当金	△0	△0
保険料等還付金	△3,239	△3,148
助成金収入	△400	△389
補助金収入	△1,529	－
支払利息及び社債利息	4,367	5,099
社債発行費	1,004	－
支払保証料	723	785
売上債権の増減額(△は増加)	5,775	32,685
棚卸資産の増減額(△は増加)	123,377	△66,731
仕入債務の増減額(△は減少)	△6,015	△27,698
前受金の増減額(△は減少)	14,001	20,133
未払金の増減額（△は減少）	2,185	945
未払消費税等の増減額（△は減少）	9,513	2,058
その他	8,814	△7,669
小計	167,997	△4,951
利息及び配当金の受取額	0	0
還付金の受取額	3,239	3,148
助成金の受取額	400	389
利息及び保証料の支払額	△8,233	△6,265
店舗整理損失の支払額	－	△2,095
法人税等の還付額	65	1,040
法人税等の支払額	△14,096	△987
営業活動によるキャッシュ・フロー	149,372	△9,719
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△45,308	△7,517
その他	△60	△960
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45,368	△8,477
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減	13,750	58,750
社債の発行による収入	48,995	－
長期借入金の返済による支出	△19,470	△28,960
リース債務の返済による支出	△3,491	△3,981
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,783	25,808
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	143,788	7,610
現金及び現金同等物の期首残高	43,255	49,953
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 187,043	※ 57,564

【注記事項】

(重要な会計方針)

1　棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

・平成 19 年３月 31 日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

・平成 19 年４月１日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

・平成 19 年３月 31 日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

・平成 19 年４月１日以降に取得したもの

定率法によっております。

・平成 28 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７年～34 年
構築物	４年～20 年

②　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3　引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4　重要な収益及び費用の計上基準

当社は自動車販売事業を行っており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。車両の販売については、車両を登録した時点で収益を認識しております。

また、販売した車両に対して別途の契約に基づく修理等の保証サービスを提供しております。当該サービスは、保証期間にわたって履行義務が充足されるものと判断されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

５　中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（中間貸借対照表関係）

※1　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 （令和４年４月30日）	当中間会計期間 （令和４年10月31日）
建物	29,852千円	28,559千円
土地	120,761 〃	120,761 〃
その他（有形固定資産）	1,279 〃	1,169 〃
計	151,893千円	150,489千円

	前事業年度 （令和４年４月30日）	当中間会計期間 （令和４年10月31日）
１年内返済予定の長期借入金	27,504千円	27,504千円
長期借入金	43,366 〃	29,614 〃
計	70,870千円	57,118千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （令和４年４月30日）	当中間会計期間 （令和４年10月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	100,571千円	112,533千円

（中間損益計算書関係）

※　減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　令和３年５月１日 至　令和３年10月31日）	当中間会計期間 （自 令和４年５月１日 至 令和４年10月31日）
有形固定資産	8,750千円	11,678千円
無形固定資産	39千円	238千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　令和３年５月１日　至　令和３年10月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	51,600	－	－	51,600

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　令和４年５月１日　至　令和４年10月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	51,600	－	－	51,600

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　令和３年５月１日 至　令和３年10月31日）	当中間会計期間 （自　令和４年５月１日 至　令和４年10月31日）
現金及び預金	187,043千円	57,564千円
現金及び現金同等物	187,043千円	57,564千円

（リース取引関係）

（借主側）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗におけるＬＥＤ照明設備（「その他有形固定資産」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表（貸借対照表）計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和４年４月30日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 社債	130,000	130,000	―
(2) 長期借入金(*1)	376,481	371,361	△5,119
負債計	506,481	501,361	△5,119

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*2) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「前受金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(令和４年10月31日)

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 社債	130,000	130,000	―
(2) 長期借入金(*1)	347,521	341,593	△5,927
負債計	477,521	471,593	△5,927

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*2) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「前受金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）　時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）　時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和４年４月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	―	130,000	―	130,000
長期借入金	―	371,361	―	371,361
負債計	―	501,361	―	501,361

当中間会計期間（令和４年10月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	―	130,000	―	130,000
長期借入金	―	341,593	―	341,593
負債計	―	471,593	―	471,593

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自　令和３年５月１日　至　令和３年10月31日）

店舗	販売高(千円)
本社	30,963
札幌本店	139,498
新さっぽろ店	281,997
札幌東店	202,044
札幌南店	69,351
いわみざわ店	25,873
北見店	72,808
旭川店	76,563
函館店	116,129
苫小牧店	229,726
帯広店	143,417
釧路店	91,181
せんだい店	103,777
合計	1,583,335

（注）　本社の販売高は主に保険代理店収入であります。

当中間会計期間（自　令和４年５月１日　至　令和４年10月31日）

店舗	販売高(千円)
本社	45,209
札幌本店	134,412
新さっぽろ店	253,300
札幌東店	258,830
札幌南店	99,667
札幌清田店	230,683
いわみざわ店	27,276
北見店	84,527
旭川店	74,516
函館店	138,004
苫小牧店	221,328
帯広店	182,061
釧路店	102,735
せんだい店	91,542
合計	1,944,095

（注）　本社の販売高は主に保険代理店収入であります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) ４　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前事業年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自　令和３年５月１日　至　令和３年10月31日)

当社の事業セグメントは、自動車販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間(自　令和４年５月１日　至　令和４年10月31日)

当社の事業セグメントは、自動車販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自　令和３年５月１日　至　令和３年10月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当中間会計期間(自　令和４年５月１日　至　令和４年10月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自　令和３年５月１日　至　令和３年10月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自　令和４年５月１日　至　令和４年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自　令和３年５月１日　至　令和３年10月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自　令和４年５月１日　至　令和４年10月31日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前中間会計期間(自　令和３年５月１日　至　令和３年10月31日)
該当事項はありません。

当中間会計期間(自　令和４年５月１日　至　令和４年10月31日)
該当事項はありません。

(１株当たり情報)
１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和４年４月30日)	当中間会計期間 (令和４年10月31日)
１株当たり純資産額	3,872.73円	4,101.72円

１株当たり中間純利益又は中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　令和３年５月１日 至　令和３年10月31日)	当中間会計期間 (自　令和４年５月１日 至　令和４年10月31日)
１株当たり中間純利益又は中間純損失（△）	△34.79円	228.99円
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失（△）(千円)	△1,795	11,816
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失（△）(千円)	△1,795	11,816
普通株式の期中平均株式数(株)	51,600	51,600

(注) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(2)【その他】
該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和５年１月30日

株式会社軽自動車館
　取締役会　御中

監査法人ハイビスカス
　札幌事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　堀俊介

指定社員
業務執行社員　公認会計士　御器理人

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社軽自動車館の令和４年５月１日から令和５年４月30日までの第25期事業年度の中間会計期間（令和４年５月１日から令和４年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社軽自動車館の令和４年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和４年５月１日から令和４年10月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書

において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上